

令和 5 年 3 月 28 日

指定障害福祉サービス事業所  
指定障害者支援施設  
指定一般相談支援事業所

} 代表者様

東大阪市福祉部指導監査室  
障害福祉事業者課

令和 5 年 4 月以降の各種加算等の届出等に関する重要なお知らせについて（通知）

平素より、本市の障害福祉施策等の推進にご尽力賜り、御礼申し上げます。

標記につきまして、令和 5 年 4 月以降の基本報酬及び各種加算等については、前年度の利用者数等の実績に応じて、各種加算等の見直しが必要になる場合があります。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、所定の期日までに必要書類をご提出いただきますよう、お願いします。

## 記

### 1. 前年度の利用者数の実績等に応じて見直しが必要な加算等の届出について

各種加算等において、年度毎に算定要件を満たしているかどうかの確認が必要な加算等を算定している場合は、令和 5 年 4 月以降も引き続き各種加算等が算定できるか、各事業所において見直しを行ってください。

見直しを行った結果、令和 5 年 4 月以降の加算区分に変更が生じる事業所におかれては、ご予約をいただき、来庁のうえ令和 5 年 4 月 14 日（金）までに必要書類を提出してください。ただし、令和 4 年度と基本報酬区分及び加算の区分に変更がない場合、届出は不要です。

#### 《例 1》就労移行支援体制加算

※ 前年度における一般就労し定着した利用者数に応じて見直しが必要となる加算

#### 《例 2》人員配置体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、夜勤職員配置体制加算、夜間支援体制加算、移行準備支援体制加算、特定事業所加算など

※ 前年度の利用者数の実績などに応じて見直しが必要となる加算

#### 《例 3》指定就労移行支援、指定就労継続支援 A 型、指定就労継続支援 B 型、指定就労定着支援及び一般相談支援（指定地域移行支援）における基本報酬区分

※ 一般就労移行後の定着実績、利用者 1 日あたりの平均労働時間、障害者に支払う

平均工賃、就労定着者数の割合、地域生活に移行した者の数等に応じて見直しが必要

※ 就労系障害福祉サービスの基本報酬の区分について、令和 5 年度の算定において「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能とする予定」との通知がありました。通知文等、詳細につきましては、本紙裏面「2. 必要な提出書類について」にてご案内しておりますため、ご参照ください。なお、現時点では正式な取扱いは示されていないため、厚生労働省より正式な通知があり次第、ホームページ等でご案内いたします。

## 2. 必要な提出書類について

変更届(様式第3号)

介護給付費の算定に係る体制等に関する届出書

介護給付費(もしくは訓練等給付費)の算定に係る体制等状況一覧表

その他変更内容に応じた必要書類 → ※1

※1 変更する基本報酬や加算に応じて必要な書類については、以下をご参照ください。

東大阪市トップページ→ 事業者の方へ(トップページ右上) → 福祉・介護保険 → 障害福祉 → 障害福祉サービス等事業の指定 → 様式集 → 介護給付費・訓練等給付費の算定に係る各種届出の必要書類

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000010251.html>

⇒ 東大阪市トップページの記事ID検索で「10251」と検索いただいても到達できます。

※ 令和4年度と基本報酬区分及び加算の区分に変更がない場合、届出は不要です。

◎「令和5年4月以降の各種加算等の届出等に関する重要なお知らせについて」に関するウェブサイトについては、以下をご参照ください。

東大阪市トップページ→ 事業者の方へ(トップページ右上) → 福祉・介護保険 → 障害福祉 → 障害福祉サービス等事業の指定 → 令和5年4月以降の各種加算等の届出等に関する重要なお知らせについて

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000024379.html>

⇒ 東大阪市トップページの記事ID検索で「24379」と検索いただいても到達できます。

※ 令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬の取扱い(案)についても上記ページ内に掲載しております。

## 3. 主な注意点について

### ① サービス管理責任者 研修制度について

令和元年度以降、サービス管理責任者研修制度が改正され、新たな受講要件、経過措置等が設けられています。この改正によって、サービス管理責任者に必要な知識・技術を段階的に取得し、一定期間ごとに更新する仕組みとなり、サービス管理責任者として配置するまでに、長期的かつ計画的な研修の受講が必要になりました。

#### ・サービス管理責任者研修(更新研修)の受講について

平成31年3月31日までにサービス管理責任者としての従事要件を満たしている方は、令和5年度末までに更新研修を受講しなければ、サービス管理責任者として引き続き従事することができません。

#### ・経過措置について

令和元年度から令和3年度の間基礎研修を受講し、実務経験年数を満たしている方は、基礎研修受講から3年間に限り、サービス管理責任者として配置が可能となる経過措置が設けられました。よって、令和2年度に基礎研修を受講された方につきましては、令和5年度中(研修受講から3年間)に経過措置が終了するため、実践研修を受講しなければ、サービス管理責任者として配置できなくなりますため、ご注意ください。

## ② 相談支援従事者現任研修について

令和2年度より、カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う等、相談支援専門員の研修制度が見直されました。相談支援専門員として就業する場合、「相談支援従事者初任者研修」及び「相談支援従事者現任研修」の受講が要件となります（初回の研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までは現任研修修了者とみなします）。

相談支援従事者研修は初回の研修修了の翌年度を初年度として5年度ごとに受講していただく必要があります。相談支援従事者現任研修を受講せず、5年度を経過した場合は相談支援専門員として配置できなくなりますため、事業所におかれましては、研修受講のスケジュールを把握していただき、現任研修の受講漏れがないよう、ご注意ください。

## ③ 虐待防止に対する取り組み

障害者虐待防止の更なる推進のため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に（年1回以上）開催すること、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること、虐待防止のための責任者を設置することが、令和4年度から義務化されています。

事業所の運営規程や重要事項説明書への「虐待防止委員会の設置」の記載や、虐待防止委員会の開催や研修の実施ができているか、再度のご確認をお願いいたします。

## ④ 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項や、減算要件の追加がされました。具体的には、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に（年1回以上）開催すること、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）実施することが、令和4年度から新たに義務化されています。

また、令和5年度からは、令和4年度中に上記の基準を満たせていなかった場合（令和4年度中に指定された事業所は、指定から1年以内に満たせていなかった場合）、利用者全員について、1日につき5単位が所定単位数から減算されます。

※ 身体拘束を行っている場合、記録が必要なことは、従来から義務化されています。

## ⑤ 業務継続計画の策定等について

令和6年4月1日以降、経過措置の終了に伴い、下記項目が「努力義務」から「義務」へ変更されます。

- 一 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 二 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上／実施内容の記録必要）に実施しなければならない。
- 三 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【基準省令第33条の2、解釈通知第三の3(23)より抜粋】

下記 URL を参照いただき、業務継続計画のご作成等をお願いいたします。

【参考 URL①：『感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等』】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

※ 作成のポイント、記入例等の記載あり

【参考 URL②：障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修】

<https://www.smartstream.jp/msad/mhlw/index.html>

⑥ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

令和 6 年 4 月 1 日以降、経過措置の終了に伴い、下記項目が「努力義務」から「義務」へ変更されます。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に（おおむね 6 か月に 1 回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

※ テレビ電話等活用可能。他の会議と一体的に設置・運営することも可能。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年 1 回以上／実施内容の記録必要）実施すること。

【基準省令第 34 条第 3 項、解釈通知第三の 3（24）より抜粋】

下記 URL を参照いただき、指針の作成等をお願いいたします。

【参考 URL：『障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル』】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

東大阪市 福祉部 指導監査室 障害福祉事業者課  
電話 06-4309-3187  
(平日 9:00～17:30)